

第 2 回 基本構想・基本計画に係る市民委員会 議事要録

会 議 名	第 2 回 基本構想・基本計画に係る市民委員会	
日 時	平成 2 4 年 6 月 2 3 日 (土) 午後 1 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで	
場 所	八王子市役所 5 0 2 会議室	
出席者氏名	委 員	御船委員 (委員長)、和田委員 (副委員長)、小野田委員、渡邊委員、岡崎委員、新倉委員、野牧委員、関谷委員、野崎委員、加藤委員、宮村委員、田中委員
	説 明 者	
	事 務 局	小島部長、小澤次長、原田次長、設樂主幹、和智主幹、中山主査、羽生主査
欠 席 者 氏 名	吉田委員	
議 題	<p style="text-align: center;">開会</p> <p>1 . 開会・資料確認</p> <p>2 . 本日のスケジュール等の確認</p> <p>3 . 1 編の検討</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 1 編の構成の説明</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 基本施策 1 (施策 01、02)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 基本施策 2 (施策 03、04)</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 基本施策 3 (施策 05 ~ 07)</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 1 編「市民に期待すること」</p> <p>4 . 2 編の検討</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 2 編の構成の説明</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 基本施策 4 (施策 08、09)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 基本施策 5 (施策 10 ~ 13)</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 基本施策 6 (施策 14 ~ 16)</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 2 編「市民に期待すること」</p> <p>5 . その他</p> <p style="text-align: center;">閉会</p>	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	4 人	
配 付 資 料 名	<p>資料 1 : 1 編施策検討資料 (施策 01 から 07 及びその他)</p> <p>資料 2 : 2 編施策検討資料 (施策 08 から 16)</p> <p>資料 3 : 第 1 回市民委員会議事要録 (案)</p>	

議 事 内 容	次ページ以降の通り
会 議 録 署 名 人	平成24年 月 日 署名

議 事

1. 開会・資料確認

2. 本日のスケジュール等の確認

3. 1編の検討

(1) 1編の構成の説明

事務局 : (1編の構成の説明)

委員長 : 続いて基本施策1の説明をお願いします。

(2) 基本施策1(施策01、02)

事務局 : (資料1「施策01」、「施策02」に基づき説明)

新倉委員 : 今回の資料と前回に配っていただいたものは同じものか。

事務局 : 本日の説明のために、説明するところに下線が入っているだけで、内容は同じである。

岡崎委員 : 施策01「地域コミュニティの活性化」から。めざす姿において、地域コミュニティ活動の「地域コミュニティ」というのは、町会、自治会をはじめNPOや各市民活動団体など、全ての団体が含まれるという説明であった。それを踏まえ、施策の展開で、(1)「地域コミュニティ活動の支援」において、全ての項目にわたり「町会・自治会、住民協議会」という例示がなされている。「住民協議会」というのは、市の捉え方としてはどういったものを捉えられているのか。

事務局 : 「住民協議会」は、町会・自治会などが集まって組織している1つの集合体の組織と認識している。

岡崎委員 : 「町会・自治会、住民協議会」となると、町会・自治会にとっても重点を置かれたように感じる。市の考えもそうであると思うが、私たちの議論でも地域コミュニティというのは、町会・自治会など地縁的な団体だけでなく、例えばNPOなど、さまざまな市民活動団体がこれに入る。その全てが地域コミュニティであるという考えで、素案も作成した。そこで、例えば「町会・自治会、各市民活動団体」であるとか、もう少し例示の方法をお考えいただきたい。私たちからの要望である。

事務局 : 今、おっしゃられた趣旨というものを踏まえて、最終的には8月くらいに原案というものを確定していく。それまでに今の意見というものを受け止めつつ、表記については検討していきたい。

岡崎委員 : ちなみに、私たちが提案した素案では、「町会・自治会、市民活動団体、企業や大学など」というようなものに統一させていただいている。

施策02について、まず、めざす姿において、「さまざまな」ということは、先ほどの説明の通り、幅広い年齢層の市民であるとか、さまざまな立場の市民であると受け止めた。それと、この「さまざまな」というのは、市民のみならず団体にも掛かるということも、先ほど理解した。それを踏まえ、この「さまざまな」という形容詞が「さまざまな市民や団体」となったときに、市民がさまざまなのは当たり前で、どちらかというところ「市民やさまざまな団体」にしたほうが分かりやすいのではないかと。

(3)「市民参加の推進」について、「ゆめおりプラン」の22ページに「参加・参画・協働の概念」というものがあり、「参加」というものは一番上に書かれており、「行政主導型」というところに近いようになっている。10年前はそうだったかもしれないが、それが10年たって八王子市も随分市民の参加する場も増えてきた。そういった思いも込め、もし、今の原案にもこういう概念の説明が載っているのであれば、できれば「参画」という言葉を使っていたほうが、より分かりやすいと思った。

委員長 : 「参加」と「参画」についての使い分けについて、市としては意識されて言葉を使ってい

るのか。

事務局：例えば市民参加条例では、市民と行政と一緒にやっていくということを、「参加」「参画」という言葉で分けておらず、「参加」という言葉で統一しているところである。また、「参加」「参画」の方法もいろいろな形があり、それを「参加」という形で統一をしたという考え方である。「参画」のほうが強いとか、「参加」のほうが弱いとかという観点で作ったということではない。

事務局：表現の問題についてはいろいろあると思うが、市民会議で議論をされてきた趣旨と違ってしまふ表現というのは、変えていかないといけないとは思っている。そういうご指摘というのものも、狭義で「参加」というものを捉えて、「参画」というのは別定義でという、そういうベースに立つのか、あるいは「参加」「参画」を包括した言葉として、これからの計画では「参加」というものを選択していくのか、その辺は、もう少し私どもも吟味して、原案づくりに反映させていければと思う。

関谷委員：基本的なことで、このシートの中で原案の記載内容があつて、素案の内容が空欄になっている部分が幾つかあるが、その辺がどういう取り扱いになるのかが少し分らなかった。その関係を知りたい。

委員長：「素案の内容」の原文に何も無いのに、原案の中には記載されていると、それについて説明をお願いする。

事務局：市民の方から直接、ご意見、ご提案をいただいていることであっても、市がここで基本構想・基本計画を作っていくうえで、欠かせないものが出てくる。そういうものについては網羅をして、この原案に載せたということである。つまり、空欄になっているところは直接ご提案をいただいているところ。

事務局：市民会議の皆さんは住民自治という視点から、どちらかという生活課題をテーマに、いろいろ取り上げていただいたと思っているが、地方自治の中では、例えば、団体自治というような国と市との関係性だとか、そういったことも当然出てくるわけで、それは自治体の計画においてはしっかり盛り込んでおかなければいけないだろうということで、行政側の取組みとして書かせていただいているということである。

関谷委員：そうすると、これは最終的に市の、基本構想・基本計画の中で盛り込まれる部分として、それぞれがまとまっているということなのか。

事務局：今、市が考えている追加事項も含めて、これが原案の姿となっていくということで、ご理解をいただけたらと思う。

委員長：表現とか、あるいは用語の定義等々については、これからブラッシュアップして、最終的に、今日いろいろ頂いたご意見をできるだけ反映させていただくような記載にしていきたいと思う。ここで検討していただく趣旨は、要するに素案の内容、市の受け止めが原案に反映されているかどうかであり、その反映の考え方が大きくずれていたりするとよくないので、それをチェックしていただきたいということであるが、それについてはよろしいか。

副委員長：「参加」と「参画」の問題、もうこれは「参加」をどう規定するのかという指摘もあったが、実際の現場での捉え方もあるが、しかし、この10年、市民参加条例をきちんと制定し、基本的なそういう姿勢を市はもっているわけである。その記述が施策02の市民参加条例の現状のところにも書かれていないため、そういう変化も、現状のところでも強調していけば、今の「参加」についてのご指摘は解消されるかと思う。

それから、市が新たに、例えば市民センターの位置付けなども追記している。八王子市の中で市民センターや地域住民協議会は、やはり現実にかなり歴史をもって活動してきているため、ぜひこれは、そのような方向でお認めいただき、活かしていきたい。

事務局：いろいろなつながりをどうつくっていくのかというのは、ソフト的な展開、あるいは場の確保と、それぞれに必要な部分だろうと思うが、今、副委員長からお話があったように、八王子市では17館の市民センター構想というのを、従前展開をしてきている。ただ、本来地域コミュニティの中核施設である市民センターが、その機能をフルに発揮していたかという、やはり反省しなければいけない部分もある。そのため、単純に貸館的な要素だけにとどまっているものを一歩進めて、住民がつながっていけるような機能というものをそこにもたせていくことが必要であろうと思うし、17館の地域を統括するような意味で、市民部事務所に位置付けられている拠点事務所の機能充実を図ることにより、ネットワーク化を進めていければと考えている。

副委員長：全くそのとおりだと思う。うまく機能していない、であるから、先ほどの町会・自治会、住民協議会の並びが、やや地縁型寄りなのではないかと感じた。本来、地域住民協議会というのは、町会・自治会だけが占有するものではなくて、さまざまな団体や市民が参画していくという基本的な位置付けで始まったと思うわけである。それが実態として、今のよう現状について改善する必要があるということだが、その点の明確な位置付けが大事になる。それから、今の点で言うと、施策01(3)「地域市民センター・拠点事務所の役割」とあるが、「役割」という表現で終わっていいのか。「役割強化」とか「機能強化」とか。「役割」では、少し意味が通じないのではないかと思う。今、部長がおっしゃったような意味で変えると明確であるので、もう少し工夫をお願いしたい。

事務局：趣旨は、先ほどお話ししたような内容なので、それを踏まえた表現として検討する。

岡崎委員：付け加えたいのだが、今、ご指摘いただいた「地域市民センター・拠点事務所の役割」のところ、原文が空白になっているが、素案の1-3のシートの提案に、「町会・自治会や市民活動団体が自主的に活動できる場としての活動支援拠点を各地域に設置する」という文章で提案している。ただ、これはシートでいうと、課題解決のための具体的提案の部分に入るために、こちらでは空欄になったのではないかと理解しているが、そういったところも思いをくんでいただき、副委員長がおっしゃったように、もう少し言葉に膨らみもたせていただけると、もっと伝わってくると感じる。

委員長：いろいろご意見をいただいたが、市民委員会で出された意見ということで十分尊重していただき、今後、市に検討していただくということで、原案の趣旨、内容についてはこれで進めていただきたいと思いますと思うがよろしいか。

委員一同：異議なし。

(3) 基本施策2 (施策03、04)

事務局：(資料1「施策03」、「施策04」に基づき説明)

岡崎委員：私たちの分科会で、「積極的な市政情報の発信」という項目については、1枚シートで提案させていただいたが、その中で私たちが考えたのは、「発信」とともに「共有」ということ。市の原案にも、めざす姿には「市民と市が市政情報や政策課題を発信するとともに共有し」と書かれてあり、現状にも、具体的な施策にも、めざす姿には全て共有するということがきちんと書いてある。それを踏まえて施策の展開を見ると、情報の共有の部分がない。広聴などの部分は施策の施策04にあるのだが、情報共有について、特に市の考えとしてはいいのか。

それと、それに関連してであるが、この施策03の施策名に「積極的な市政情報の発信と共有」と、「共有」をつけていただくと、より姿勢が分かるのではないかと感じた。その点について、市側としてはいかがか。

事務局：ここで「共有」という言葉は出していないが、一緒に市政を運営していくといううえで、

もちろん共有ということは当たり前のことだと思っている。

事務局：補足すると、共有して、施策課題をともに解決していくというのが目的になるのだろうと思う。そのために、行政として何をしていくのかということは、まず、その市政情報を発信していくことが手段として求められてくるだろうと考えている。それを市民の皆さんがどう受け止めて、その課題解決に向けていくというのが姿として出てきている。そのような組み立てで書かせていただいているので、施策の展開には、あえて「共有」という言葉が出てきていないということで、ご理解いただければと思う。

岡崎委員：理解はできるし、そのとおりだとは思いますが、今までの10年があって、これからの10年がある。私たちも検討してきたことからすると、「発信」は今まで市からもしてきて、今度「共有」になると、市民側も関わるといって強いその協働の意志が表れるという言葉ではないかと思う。であるため、今までの10年の発信を踏まえて、これからは市民も一緒に「共有」していくという、そこが少し伝わってこないと思う。

市も市民会議の提出した素案を読んでいただいて、検討していただいたということが非常によく分かる。ただ、市の基本構想・基本計画という性質上、やはり言葉も少し具体性が欠けるようになるし、そういったことは仕方ないことだと思う。私たちの思いをよく酌んでいただいたが、酌んでいただいたというよりも、結局、市民の私たちの思いと、市の思いというのが一緒なんだなと理解した。そういうことでも「共有」ということが、もう少し分かるといいかなと思う。

野牧委員：反論するわけではないが、私は、意図としてはこの中で、その共有の概念は組み込まれていると読み取った。なぜかという、その市民のニーズの把握などについて、何箇所かで述べられているが、把握したものを分かりやすく編集して、発信して、市民と共有するという流れが基本だと考えており、その一連の流れの中で共有というのが、最後の段階でくるため、そういった部分の表現の工夫さえすれば、盛り込まれている部分がうまく訴求できるのではないかと感じた。

小野田委員：野牧委員の延長だが、要するに、こういうことが必要だねという共有化というのは、まず最初にあると思う。そうすると、やはり56万人いると、それを財政がこう逼迫した中で、いわゆる「選択と集中」という言葉でそういうことを考えたうえで、優先順位として、こっちは諦めて、こっちにしなければいけないねという、絞り込みのときの共有化というのが一番難しいと思う。そのため、そういうことも踏まえて、その「共有」という意味がこの中で、なかなか難しいのだろうとは思っている。

宮村委員：施策04のめざす姿の原文の中に「IT」とあるが、ITは、私は推進派なのでもっと使ってもらいたいと思うが、そうすると、お年寄りなどが使えない状況が多く出てくることも考えられる。そのため、素案には「身近な場所で窓口サービスを利用できる環境」とか「近隣自治体の情報・サービスの共有」とあるのだと思う。「IT」という言葉を入れることによって、そのあたりへの配慮がなくなっているような気がする。高齢者とか、機械ではないものの手段も入れますということ、掲載したほうがいいかなと思った。

野牧委員：今の宮村委員の意見は、施策09の施策の中でうまく表現されていると思う。ここに思いとしては入っているのではないかということの確認を、市にお願いしたい。

事務局：野牧委員のおっしゃるとおりで、あとで説明するが、ここではやはりお年寄りの方、障害のある方など、なかなか情報のやりとりが難しい方の支援ということで、誰にでも等しく分かりやすい情報提供ということであげている。

事務局：それから、施策04になるが、(2)「窓口の質の向上」のを、安心して手続きや相談ができるような市民サービスの向上ということで施策を展開していきたいと考えている。

事務局：このめざす姿に「ITの活用など」というのが最初に出てしまっているの、捉え方として、

今、言われたような受け止め方をするという方も、多分出てくるだろうと感じた。思想として、情報のやり取りに困難を抱えている方を切り捨てるということは全く考えていないのであるが、ご指摘のように読み取られないような表記に少し工夫する余地もあるということで、受け止めさせていただく。

委員長：施策 03、04 原案について、基本的にはこれで進めさせていただくということでよろしいか。

委員一同：異議なし。

委員長：1 点私から、「IT」なのか、「ICT」なのか。10 年間の計画なので、10 年たっても古びないように、それはご検討をいただきたいと思う。

(4) 基本施策 3 (施策 05 ~ 07)

事務局：(資料 1 「施策 05」、「施策 06」、「施策 07」に基づき説明)

岡崎委員：5 番目の「地方分権の推進」について 1 つ質問がある。現在の「八王子ゆめおりプラン」では、「地方主権の確立」という項目になっている。この地方主権から地方分権に変更した趣旨をご説明いただければと思う。

事務局：民主党が掲げた、今回の地方主権の第 1 次分権改革もいろいろ国会で議論があり、「主権」という言葉は憲法上の規定にもなく、新たな造語として作られているということから、法律の名称も変わったという状況もあると思う。

私どもとしては、「主権」「分権」という言葉の問題ではなくて、住民に身近な基礎自治体が、どのように住民自治を進めながら、住民が望むまちの姿というものを描いていくのかということ点を重要視しており、「主権」「分権」の言葉のこだわりというのはそれほどたず、ここには記載をさせていただいている。

岡崎委員：了解した。ただ、市の基本計画なので、前の 10 年前から大きく変わっているところを少し、主権から分権に変わったという点をもう少し分かりやすく、何か説明を入れていただけるといいのではないかな。

それから、この地方分権の推進の部分は、施策の展開に (4) 「政令指定都市及び道州制など大都市制度に関する調査研究を行います」とあるが、これは現在の「八王子ゆめおりプラン」にも同じような文言で書かれていると思う。ここについては、素案に該当箇所がないとのことであったが、実は素案の 1 - 6 のシートに「地方分権の推進」、それから「地方分権への対応」に向けた研究や提言について、企業や市民活動団体等とともに共同で研究・提言等をおこなっていく研究機関を設立してほしい」というような一文を書いている。10 年前と同じ調査研究を行いますということであるならば、もう少し、やはり次の 10 年に向けて一歩進めて、市民サイドと協働して調査研究を行うとか、そういったお考えはないのか。

事務局：現実的な問題として、地方自治とか、団体自治のアイデアというものが、住民、企業の参加の中で、どういう研究活動ができるのかというものに対する疑問は一つある。ただ、門戸を一つ開いているのは、私どものほうで都市政策研究所という研究機関をもっている。そこには市民研究員の方も入りながら、さまざまな研究活動をしていただいているという実態はある。

ただ、ここで書かせていただいているのは、前と表現は同じであるが、背景としては、橋下さんが大都市制度の提起をしたり、それから道州制の問題もかなり急に動きが出てきたりということで、今までの固定的な、制度をどう活用するかという議論に加えて、今あるものをどう変えていくのかということが、それぞれの自治体において、議論が非常に色濃くここでされてきている。そのため、そういうものを見据えた中での調査研究の意味合いが、時代背景をベースにすれば、随分違った具体的な展開になってくるだろうと、思いの

中ではここには含めているつもりである。具体的には、例えば、これは市長の公約にもつながるのであるが、「中核市への移行」というものを一つベースにしながら、兵庫などでは中核市市長会が政令指定都市の権限も中核市に下ろすようにというようなことで、県と協議会を設けてやっている。それらも視野に入れながらの調査研究ということで記載をさせていただいた。

岡崎委員：「効果的な事務権限の移譲」であるが、の原文のところに「「そもそも地方分権のメリットは何か」から議論を提起する必要がある。」という文がある。これは素案に載っていた文章なのだが、そもそも地方分権のメリットが何かということが市民の間でよく認識されていないので、だから、中核市といっても中核市に移行するメリットが何なのか、市民がよく分からないなど、この地方分権の推進に関する市の施策がいまいち市民に分かりにくいので、市民の関心も薄いと思う。この、そもそも地方分権はどうして必要かということから説き起こすとすると、それらの情報提供を徹底させるというような要旨になるのかもしれないが、地方分権にあたり、地域特性や市民ニーズを的確に把握してというような部分では、地方分権においても一定の協働的なものが必要なのではないかというのが、私たちの考えである。

事務局：おっしゃるとおりだと思う。どのようなまちにしていくのだというところで、市民の皆さんといろいろ意見を交わしていくということが一番大事なことだと思う。この都市制度というのは、それに向けて、東京都だとか、あるいは国などがもっている権限をどのようにするという、実現のための技術的な判断と理解している。そのため、その部分まで市民の皆さんが関わっても、恐らくなかなか活発な意見交換にはつながらないのではないかと思います。それは行政の責務として、市民が望んでいるまちづくりを権限を行使し進めていくために都や国とやり取りしていこうという、その時点の捉え方の違いがあると感じる。

加藤委員：地方分権というのは、やはり国とか都とか大きい組織よりも、もっと身近なところで感じたこととか、ニーズなどがあるため、それを活かすことができることによって分権は活きてくる。それができない、市民の意見が反映されないのであれば、逆に都や国がやってたほうが良かったということにもなりかねない、やはり、今、世の中が地方分権へと変わっていくなかで、地方分権をいいほうに活かしていくため、ここに市民意見を入れていくということが非常に大事なことではないのかなと思う。

渡邊委員：14ページの施策06に対して。この中では「持続可能な行財政運営」の「現状」に関して、素案の1-7、4の「現状」の(2)。もう一つ、1-9、4「現状」の(1)、(2)があるが、こちらの原案を見ていると、そういう厳しい状況があまりないように見える。特に、「現状」部分を上から見ると、PDCAサイクルで十分進行管理されている、財源が適切に配分されているとある。最初から1、2、3、それから、4番目の中段までは、現在のしくみや評価の中で適正な業務の遂行がされているとも読み取れる。全国の自治体の中で2番目に低い保健師の配置状況や、数カ月前の読売新聞では、都内の中で中学生1人当たりの予算が1番目か2番目に少ないのは八王子市だとあった。図書の購入費も然りなのである。そういう状況の中で、PDCAサイクルが十分回っているという認識でいいのかどうか。確かに、「八王子ゆめおりプラン」のPDCAサイクルは回っているが、今取り残された、保健師さんが少ないとか、中学生に掛けるコストが非常に低いとか、これを公にされているわけである。それで、回っているという評価でいいのかどうか。もう少し厳しさと反省を含めて行革の必要性を強調したほうがいいのではないかと。そのため、もしできるならば、「現状」の文言をもう少し厳しい状況を伝えられるように考えられないかと、それが1点である。

2番目。施策の展開は(1)から(5)までであるが、これは7～8年前からの国の方針を受けた集中行革のメインテーマとほとんど同じであるが、(2)の定員管理、定数管理の適正化については、むしろ、新しい公共とか協働を踏まえた「業務量の変化に応じた」など、そういう意味合いを入れてもらえれば、単なる従来からの定数管理ではなく、市民の力を借りなければ回らないという提案を受けた形になるのではないか。仕事の量を考えるとき協働で市民が担い手になれば、当然職員も減ってくるわけであり、それを踏まえた業務量と適正な定員管理というものではないかと思う。

3番目。委託とか指定管理があるが、ただ「これを活用する」ではなくて、「民間委託」の前に「積極的にこれを活用する」などの文言が入らないか。そういう趣旨が入ったように、少し組み直せばよろしいのではないかと思う。

委員長：ただ今、3つご意見を頂いたが、何かお考えがあったらお願いします。

渡邊委員：もう1つ付け加えて。16ページで「公共施設の長寿命化をはかるため、計画的な修繕を実施します」とあるが、これはまさにファシリティマネジメントのポイントの1つである。これと有効活用と、それから、維持管理コストの管理と、3つあると思うが、この中に維持管理コストの削減という言葉が入らないか。自治体の維持管理は、大体、どこでも一般会計のうちの3%か4%を業務委託に出している。そのほかに人件費もあるため、少し大きい所では、多分、全体について70億とか100億のレベルになると思う。であるから、「維持管理コストの見直し」など、そういうものもぜひ含めるといいかと思う。

事務局：まず、先ほどの話に戻らせていただきたいのだが、この計画のつくりとして、1つは、各シートにさまざまな視点を盛り込むというのは、このカテゴリー分けと相矛盾する部分がある。まちづくりを住民の視点で地域住民が担っていくというのはおっしゃるとおりで、それを掲げたのが、施策01、02の市民自治の推進という視点で、そこは書いているつもりである。分権というのは、どちらかという、団体自治という視点で書いたもので、先ほどのようなご説明になったということで補足をさせていただく。

それから、現状認識は確かにおっしゃられるとおりと思う。そうしたときに、どこまで表現するのがいいのかというのは、少し検討が必要と考えるが、今年の3月の予算等審査特別委員会でも、今後10年、税収をどのように見るのかというようなやり取りがあり、市民税ではやはり概ね900億円程度で上昇することもなく推移していこうと。そういう中でさまざまな事業を、どうやっていくのかということに行政側の知恵というものが出てくるわけで、教育費の問題、それから高齢化を受けたさまざまな福祉施策の問題。「選択と集中」をどこにどのようにかけていくのかということ。八王子市の場合には、教育費についても、結局、ほかの自治体には無い数のデメリット、大規模が故に非常にコストが掛かってしまうというものが出てきてしまう。そこに投資をしていくというものも当然出てくるわけであるが、基本計画としては、当然、全ての分野に充実をさせていくという、先の10年間を見据えながら、具体的な事業をどう効率的に展開していくのかというなかでは、事業の優先順位というものが当然加味されてくると思うのであるが、これは実施計画の中でやっていきたいということになるかと思う。そのため、現状の厳しさについては、どこまで書ききれぬのかというのはあるが、私どもも同様に受け止めていることから、もう一度読み直してみたいと思う。

それから、定員管理の部分もあったが、新しい公共だとか、そういう担い手の部分というのは、先ほどの分権にもつながるが、ほかの分野でも展開している。そこでの文言をもってきて、ここに置いたほうが分かりやすいのか、あくまでも行財政運営の何を見てやっていくということを示したほうが分かりやすいのかという区分の中で、今は、私どもとしては、こういう表記が適切という判断をさせていただいたが、これからの横につながって

くシートとの関連性も含めながら、より分かりやすい表記に努めていきたい。

それから、民間委託、指定管理者、PFIなどは、これから積極的に進めていかなければいけない状況というのは、同じ認識でいる。「積極的に」という文言を入れたほうがいいのではないかというお話をいただいたので、それらも踏まえて少し検討したいと思う。それから、公共施設の関係であるが、維持管理コストはこの10年間もそういう形では進めてきたが、現実の問題として、皆さんにも逆にご意見を頂戴したいことは、1つは、まず、維持管理コストを考えると、まず身を切れというのが世論である。要するに、直営をやめ、人件費を下げ、委託にするとということ。その次に出てくるのは、使っていない人からすると、受益者負担を上げるということである。そういうバランスをどう見て、具体的に公共施設の長寿命化、あるいは、統廃合というような問題等も当然考えていかなければいけない部分であるが、それを具体的に公共施設で展開をしていくという表記にするのか、行財政改革の取組みの中で、今後の方向性というものをを出していただきながら進めていくのか、その辺の時間軸の違いというのは、考え方としてはもっていたため、ここでは、今ある公共施設を前提にした中での保全計画にとどめさせていただいたということである。どういうバランスがいいのかについては、もう一度、整理をさせていただきたいと思う。

新倉委員：持続可能な行財政運営という話の前に、やはり、市民の税金に対する知識があまりにもないのではないかと。そのため、税収の伸びが見込まれるとか見込まれないとか言う前に、その税収というのは、企業から来る部分もあるが、市民が幾ら払って何に使われているか分かってないものの上に、成り立つか成り立たないかということをやっても、少し問題があるのではないかと。そういう税金に対する意識の向上などが、どこかに入っていたらいいのかなという気がする。

事務局：児童生徒を対象にした租税教育などは行っているが、この計画のレベルではそういった個別事業は記載していないため、方向性のニュアンスがなかなか見えにくいところはあるかと思う。今おっしゃられたように、税が、どのように自分たちが納めて、どう使われているのかというのは、行政側の理屈からすると、決算状況の報告をさせていただいたり、あるいは、それを家計に例えて分かりやすく周知をしているという状況はある。ただ、それをもって、市民の皆さんがどこまで、今おっしゃられたような内容で理解をされているのかというのは、一方通行の話になってしまっているため、必ずしも十分ではないかもしれない。その辺りの意識向上というものを、行政側がどこまで打ち出しているのかについては、少し考えなければいけないかなと思う。

野牧委員：施策06の「持続可能な行財政運営」で、施策の展開の最初の「計画行政の推進」というカテゴリーであるが、ここで、「基本計画に掲げられた施策を実現するため、中期的な財政状況を見通した実施計画を策定し、財政マネジメントサイクルによる進行管理を引き続き確実にこなしていきます」とある。ここの部分の基となっている素案の中での表現というのは、「計画的な実施に向けたしくみの構築」となっているが、原文のニュアンスと少しずれてきていると認識している。「原文」では、「市民会議からの具体的提案が、実現に至るプロセスを検証し」というくだりがある。もっと言うと、本当の原文のところには、「市民」が参画して、「実現に至るプロセスを検証し」という重要なキーポイントが入っているのが、ここでは省略された形になっているので、最後の「原案」の左の列に書いてある部分から、市民協働でそのマネジメントサイクルによる進行管理を行うという概念が欠落してしまっているように感じる。

岡崎委員：それに付け加えてであるが、1-14のシートというのは、「市民による市民会議素案の具体的提案」実現の検証と外部評価の拡充」という題名が付いており、私たちが作ったこの10年の基本計画を検証、フォローしていきましょうというような趣旨のものだったはず

である。であるから、こういった趣旨に取っていただいて、こちらに具体的な施策として記述していただくのは、とても良いことだとは思ふ。ただ、1 - 14のシートの趣旨を少し違ったふうに変えてしまわれているかなと思う。この場で申し上げるのがいいかどうかと、先ほどから迷っていたので、この1 - 14のシートのことについてはまた別のところで述べさせていただきたいと思う。

事務局 : 議題「その他」で個別に、それだけに集中して取り扱って、やり取りできればと思う。

委員長 : ではその件については、あとで取り扱わせていただく。この施策05、06、07について、この辺りで意見の聴取は終わらせていただきたいと思いますと思う。

宮村委員 : 一つだけ施策07の素案と原案の比較で、「国や都の職員に負けない」とか、「対等に渡り合える」とか、そういうフレーズがいいなと思っているが、原案になったときにはそういうものが無くなっている。また、最後に「質の高い市民サービスを提供しています」という記述は、素案の中に入っていないので、要らないのではないかなと思う。そういう職員を育成しますということでもいいのではないかなと思う。

事務局 : ここでは、渡り合ってどういう職員になるとか、そういった職員自身の能力向上というよりも、その職員が市民にどういったことを提供していけるかという視点で記載している。そのため、いろいろな社会の状況変化に迅速に対応して、質の高い市民サービスの提供をしていけるような人材を育成する。

事務局 : 「社会の変化に迅速に対応できる」というところで、この地方分権の時代になって、国や都からもいろいろな権限移譲が実施されている。その際に、しっかりそのことを理解して、国や都とも渡り合えることができなければ、適正な移譲にはならない。そのため「渡り合える」という言葉は、ここには入れてないが、「社会の変化に迅速に対応できる」というフレーズで読んでいる。あとは、「質の高い市民サービス」は要らないのではないかなということであるが、結果として、市民の方に質の高いサービスを提供することになるで、このフレーズは抜くことはできないと考えている。

岡崎委員 : 施策06の「持続可能な行財政運営」のめざす姿「素案に対する市の受け止め」のところで、最初に「寄附も含めた自主財源を確保するとともに」とある。財政状況が厳しいのは、先ほどから述べられているとおりであるが、歳出の削減とともに、歳入の確保ということも大きなテーマだと思う。私たちも、寄附文化の定着というものを素案で提案させていただいているが、それを受け止めていただいて、「寄附も含めた自主財源を確保するとともに」という文面がある。それで、施策の展開で、(4)「健全な財政運営」の「さまざまな手法を活用し」という部分に、その部分をくみ取っていただいているのかなとは感じたが、次の10年後ということを考えると、先ほど、これから市民に期待することということを質問されるとは聞いているが、やはり「寄附文化の定着」もしくは「寄附文化」という文言を入れるなど、「寄附」の部分についても少し触れたほうがいいのかと感じる。受益者負担に対しても市民の間からは非常に批判が来ることかとも思うが、公平性の担保ということで、受益者負担ということはあると思う。一歩進めて、自分たちも一緒にそのまちづくりの行財政運営を担っていくのだという意味では、協働をさらに深めるものとして、やはり寄附文化というものも欠かせないのではないかなという分科会レベルでの議論もあった。

事務局 : 財源の確保というのは、さまざま考えなければいけないと思う。この後出てくるが、産業の領域だとか、そういったところで税収を上げていくという方策にしなければいけない。それで、1つはその活動媒体というか、活動主体ごとの展開というのは、私どもは、事業レベルという認識で捉えている。地方税法が改正されて、NPO等への寄附の部分が、指定をすると今までの認定NPOから拡大されるというような制度改正も行われてきている。こ

れらは、具体の事業の話と受け止めており、計画の中で「寄附」という言葉を出していくことは考えていない。

岡崎委員：了解した。「寄附」という言葉の中には、ふるさと納税なども含まれるが、市税等の適正な賦課と徴収という部分があるので、それらも含めてとも考えたところである。

委員長：施策 05、06、07 について、さまざまな有益なご意見をいただいた。表現等も含めて、市のほうでもう 1 回精査し、最終案をまとめていただきたいと思う。施策 05、06、07 についてご了解をいただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同：異議なし。

(5) その他

事務局：(その他の説明)

岡崎委員：私たちの分科会で出したものであるため、代表して申し上げたいと思うが、幸福度については分科会での討議段階から、「幸福度」という言葉を出すかどうかは議論があったところである。ただ、私たちが求めているのは、この幸福度調査というのは、言葉として「幸福度」を使うかどうかではなく、市の施策の優先順位を確定するうえで市民の意向がどこにあるのか、市民が何を満足すれば、何を市に充実してもらえれば、「満足度」がアップし、幸せだなと感じることができるかということが趣旨である。そういった趣旨をくんでいただき、至るところにそういったものをちりばめていただければ、それはそれでよろしいと考える。

それから、「市民参加と議会や市の付属機関との役割分担について」という、この素案の内容なのであるが、まるで役割分担を踏まえていないかのような捉え方を市がしているような表現であるが、そうではなくて、もちろん現在でもこのように役割分担を果たしていると思う。役割分担が果たされてないとか、そういったことを申し上げているのではなく、役割分担を踏まえながら、もちろん自分たちの立場というものをわきまえながら、1 - 14 で提案しているものを設置してくださいというお願いの文章である。

副委員長：そうすると、この文章の「そのためのしくみの拡充が必要である」というのは、何かイメージがあるのか。まず、しくみをつくるということか。

岡崎委員：これは私たちの分科会でなく、184 名の「八王子ゆめおり市民会議 2011」の総意で、この 1 - 14 の提案というものをさせていただいた。これは何かと申すところ、まず、この市民会議のような会議を継続して市にお願いしたい。基本構想・基本計画に関われる、今ある協働の枠組みというものは、大事であるからお願いしたいというような大きな背景がある。今の「八王子ゆめおりプラン」を作る時に、やはり市民会議というのがあった。今回、新たに市民会議が結成されたが、その間の 10 年というのが、市民の交流であるとか、ぽっかり空いてしまったため、私たちは前の 10 年の委員たちがどういう思いで素案を作ったとか、どういう苦労があったかというような、その引き継ぎというものがうまくできなかった。そのため、次の 10 年につなぐために、よい方法はないのだろうかという発想から、この「検証委員会」というものの設置をお願いしているのである。

副委員長：常設型市民会議みたいなものを言っているものであり、この回答とはやはり違うようである。

事務局：私どもの考え方は、それはそれなりの意味というものを十分議論していただいているのだろうと思うが、手続き論としては、先ほど説明したような内容がある。市民会議というきっかけを作って、皆さんに十分議論していただき、その役割を今後継続していくというのは、今度は市民会議自体の育ちの部分だろうと思っている。そのため、そのことに行政がどう関わっていくのかについては、それぞれの判断があると思うが、否定しているのではない。ぽっかり穴が空いたという表現をされたが、前にも説明したように、前の委員も、

この10年間、さまざまな分野で関わっていただいていることはぜひご理解をいただきたいと思う。市民会議という組織体としては関わっていないが、市民会議委員としては、この10年、随分多くの方に各種審議会などに関わっていただいている。そういう延長線上で会議体として関わりは、それはもっていただいてもよろしいのではないかと思うが、そこに関する行政と市民会議の関係性については、私どもは少し違うのではないかと、現時点では考えている。

新倉委員：この1 - 14のシートを作った背景には、実は180数名の市民委員の方が参加して、市民委員の問題意識というのは具体的な施策のレベルから、私は何の活動をしていて、それに対してこれがあるからという、ものすごく具体的な細かいところから入ってきている方が実は多くて、最終的に「あれ言ったのどうなるの？分かんないよね」「それ、分かるように何かしくみがほしいね」といった意見も多かった。確かに、今の時点のレベルと少し合わないが、そういうものをやっつけていける何かルールみたいなものがあってほしい。ないと分からないなというところがあるので、そこはやはり何らかの形でくんでいただけたらなという気がする。

野牧委員：今の新倉委員の意見に関連して、今後は市民の育ちの部分でもあるという趣旨はよく理解するが、市の内部統制や市民を巻きこむという、市の中の機能の一つとして市民のコミュニティを活用していくという積極的な施策を、この基本構想・基本計画の中で盛り込んでいくと、より一段進んだ考え方が盛り込まれるのではないかという考えから、私たちは入れている。そういうのがなくても、私たちは勝手にコミュニティをやるのだが、そうではなくて、もっと連携を取るためには市の内部機能の一部であるみたいな形にしていくことが有効ではないかなと、進んだ行政になるのではないかなという思いがある。

小野田委員：まず幸福度について、おっしゃるとおり非常に重要な話だと思う。これについて、少し記憶があるのは、先般の一般質問で総合政策部長が「市民の意見を聞くためにどんな努力をしているのか」という質問にお答えになっている。2つあるとし、1つは受け身の形で、既存の施策についていろいろなアンケートを実施して、行政施策の向上に反映している。2つ目は、これからどのような方向にすべきかという点について、積極的な意味で意見を聞いていると答弁されている。そうすると、荒川区などでも幸福度について取り組まれているが、そこでは私の偏見かもしれないが、既存の施策についていろいろアンケートを実施し、満足しているか聞き、その答えをもって、この次どうしてよいかということをやっているように思える。ところが、荒川区の基本構想・基本計画などでは、八王子のように、どういことをやったらいいのでしょうかということは、恐らく聞いていらっしやらないのではないかと。積極的な意味で、この次どうしようかということを見ると、この「八王子ゆめおりプラン」の今回2回目であるが、184人の市民会議委員から聞くということが、やがてはやはり幸福度を上げていくために、非常に積極的な意味があると思う。誤解を恐れずに言うと、食堂でカレーとラーメンの味について聞いて、どうやったらもっと満足してもらえるかという検討をすることも大切であるが、それより、もっと次に何が食べたいかと。そうすると、懐石料理とかフレンチが食べたいということに恐らくなっていくと思う。その点が、この市民会議の幸福度と直結するところではないのかなと私は思っている。

事務局：実は、さまざまな市民の意見を聞くというところで、議員さんのほうから、アンケート一つとっても、中には少し稚拙なアンケートがあるよというようなご批判をいただいた。確かに、それは当たらずとも遠からずみたいところがあり、しっかりと社会調査として、そういうものを取り組んでいくことによって表面には見えない、もっと奥行きのある市民が考えているものが分かることから、充実の必要があると答弁させていただいたとこ

るである。小野田委員からおっしゃっていただいたとおりであるし、幸福度に関しては、皆さんの素案から出していただいた、「幸せな社会を築く」という理念の部分で書かれている、そういった社会を築くにあたって6つの都市像、めざす姿を掲げて、ここにもいろいろアイデアをいただく。それを着実に進めていくことが、幸福な社会につながるであろうというような思いである。であるから、各シートのふさわしい目標値なり指標というものを進行管理していくことが間接的な幸福度の指標にもつながっていくとの思いである。

宮村委員：私は、野牧委員のご意見に賛成です。

委員長：田中委員はいかがか。幸福度及び市民会議と付属機関との役割分担についてどちらでも。

田中委員：幸福度については計るのが難しいというのは、皆さん同じ意見だと思うので、この施策に盛り込むのはやはり難しいので同意する。書いてあることなど、市の考え方と素案についての相違は、一読した限りではないかなと感じる。

委員長：役割分担についてはどうか。

田中委員：市民参加の会議というものが、どれだけ今まで開かれてきたかというのは、あまり知らない面があるが、これからの10年、どのように展開していくのかというのは、確かに大事な事かなと思う。それで、市民参加の会議というのが、これからどれだけ作られていくのかという点が大切なことだと感じる。素案と市の考え方は特に違いはないと考える。

委員長：市民会議の方は、184名の総意だとおっしゃっているの、しくみをぜひ作ってくれという、熱い要望がお有りになるというのがよく分かった。要望は要望として、市側にお伝えする。ただ、市側の考え方もそれなりの市民のご意向、ご意見はそれぞれの機会に反映されている。あるいはパブリックコメント等もあるので、そういうところで寄せていただければ、それを反映して行政に生かしているということである。したがって、平行線と言えば平行線であるが、市民会議の市民の自発的な行政に対する参加、意見交換の場というようなことは非常に大事なことで、それがまさに市民の成熟ということに役立つ、起爆剤になるのであるが、それに対して行政が間に入って、それを精力的に推進するというのは、現行のさまざまな制度とか実態等から考えて、なかなか難しいという、そういうご意向かと思っているので、これはこのまま、ご検討をお願いするという事で市側にお預けしたいと思う。

事務局：もう一度、今のご意見を踏まえながら検討していく。

小野田委員：参考事例が1つ。40年ほど前であるが、23区で区の教育委員を選考する時に市民に選考させるという話が出たことがある。それに対して自治省は、違法だという結論を出している。そこでとった方法は、市民意見を踏まえただけで、それを提案するよと、こんなふうにしたのである。簡単に言えば、決定責任はやはり議会なり、市行政当局にある。これは放してはいけないよと。ただ、案を作る時に、市民の方々の多様な意見は、これは聞かなくてはなりませんよと、このような理屈だったと記憶している。であるから、現状では、やはりそういうことなのではないか。

委員長：半歩でも一歩でも進めていただくために、ご検討をよろしく願います。

(6) 1編「市民に期待すること」

岡崎委員：まず1編全体に共通するものとして、「市民も行政と一緒に公共的課題を解決する」という役割を担うという意識をもち、それを高めていくということではないか。つまり、みんなで担う公共の考え方を広く市民にアピールして、市民もそれをもち、高めていくという、それが共通することではないか。であるから、めざす姿も「みんなで担う公共と協働のまち」ということで、そのものだと思う。

そういうことがベースにあって、各施策において、求めるものとなれば、それは具体的に、施策 06 の「持続可能な行財政運営」であれば、行政の取組みというものが主なのであるが、最後のほうに「受益者負担の適正化を図り、公平性の確保につとめます」というような項目があるので、その適正な受益者負担の考え方を市民がもつとなるし、あとはそれぞれ、「地方分権の推進」というところでは、市民への期待としては、そもそも何のための地方分権かということを行政と一緒に考えて、分権についての意識をもつ、高めるとか、そういったものが期待されるのではないかと思う。

委員長：では、一通りお伺いする。新倉委員、市民として何ができるか、何を計画に期待するか。

新倉委員：「市民に期待すること」と言われても、質問の想定しているレベルが分からないので、答えに困るが、今現在を見ていると、そもそも市民なんて意識をもっている人がどれだけいるんだという、八王子市民という意識が本当にあって暮らしている人が、一般的には非常に希薄なのではないのかなと。その人に向かって市民自治をしろとか言ったって、その土台がないので、本来のところからやっていかないと無理で、地方選挙の投票率も言っただけで悪いけれど、八王子の市長さんをいったい八王子の何人が選んでいるのか。地方議会もそうだし、先ほどの税金の話も、では、私の払った税金はどれが市にいったりなど、税金はみんな国にいくのではないのみたいな、その程度の感じになっているので、やはり、そのベースのところをみんなで考え直す機会を、大人になっては無理だろうから、子どものときからそういう教育をやって、みんなで考える状況を、時間が掛かってもつくっていかないと、しょせん絵空事に終わるのではないのかなと思う。

委員長：お伺いの仕方がよくなかったのかなという感じもしないではないが、例えばもっと具体的に、身近なことで何ができるかというのを、1つでも2つでもアイデアを出していただければいいかという趣旨だったのではないかと思う。例えば、地域コミュニティの活性化のために、市民として何ができますかというのと、町会・自治会に何か行事があったら参加しますとか、その程度のことであるが、そのような具体的なことで、市民として何かできることがあったら、どんどん出していただきたい。少しその辺、やや分かりにくかったかなという感じがしている。もっと身近なことで何かということをお願いする。

副委員長：代表的な内容とか入れておかないと、今の個別具体的なものを出しても分かりにくいのではないか。

委員長：いろいろできるだけたくさん出していただいたものを、市のほうで仕分けをして埋め込むということである。ここまで全部市が考えて入れてしまうと、これはよくないだろうということである。

事務局：前回の資料6のところにあるので、これをイメージして語っていただければ、ありがたいと思う。

渡邊委員：この前いただいた資料で、「行政の役割・市民への期待」というのがあるが、基本構想・基本計画を取りまとめた後から、議会に諮り了解をいただいて、今度は市長が公表する。これは、議会を通っているから、市長の執行機関としてのマニフェストで、責任をもつわけである。そうすると、行政の役割ではなくて、行政の責務、責任とか、これは行政がやりますよと。市民については、協働といっているから、では一緒に担ってくださいとか、そのような配置になるのではないかと思う。自覚をもって、やはり新しいまちづくりをめざす担い手になるというか、そういう意味合いではないかと思う。

岡崎委員：だから、先ほど、私も考えたのだが、具体的なものは、その施策の載っているところをなぞるくらいしかできないので、やはり1編に1つである。

渡邊委員：ちょっと今、ここで考えてみて、「市民・事業者」とある。市民は個人であるが、事業者というのは企業もあるし、いろいろな市民活動団体もある。もし、企業だと、例えば協働

というのは、従来指定管理に出して委託して、そのような純粋な基本活動をやる部分と、市民活動みたいに、若干、げたを履かせて助成するけれども、あとはボランティア部分でやろうとか、市民は純粋にボランティアでやると、いろいろなパターンがあると思う。それらを考えて、例えば団体にはこうしてほしいとか、市民にはこういうふうにやってほしいとか、全体として、何かそういうものを出したほうがいいような気がする。

野牧委員：設問があまりよくなかったのかなと感じた。提案であるが、個別のどういうことができるのかということについて、私たち、去年1年間、散々検討して、このシートにまとめてきている。この右側半分の、具体的なことがそれに相当するわけで、並んでいるものの中で、市民とかNPOとか、町会・自治会と書いてあるものの中から、主だったものをチョイスしてここに入れば、私たち、少なくとも市民会議の委員だった人が出す意見は、反映されるのではないかと思う。

委員長：了解した。では、この件については、もう1回事務局と相談させていただき、対応を考え、再度お諮りする。

先ほど、その他の役割分担については市側にお預けしたが、幸福度調査については、幸福度というものの大切さは十分分かるけれども、調査の実施自体については、今回は見送るということによろしいか。

事務局：今の私どもの考え方を正確に説明すると、「幸福度」という漠としたものとしての調査は、実施することはないということである。先ほどの繰り返しになるが、構想でめざすまちは、要するに市民一人ひとりが幸せに暮らしている、あるいはそういう実感を得られるまちづくりをしていく、ということ掲げているわけであるから、それに向けて、基本構想に掲げられた6つの都市像を具現化することが、そこにつながるという構成になっているわけである。各シートのこういった展開の先に幸福というものがあるのだろうという理解である。その代わり、いろいろな事業レベルだとか、あるいは計画については、今の世論調査であったり、行政評価であったり、さまざまな切り口でアンケートというものは実施しており、その内容を充実させて、そこにつながりが分かるような組み立てで進めていきたいと考えている。

4. 2 編の検討

(1) 2編の構成の説明

(省略)

(2) 基本施策4(施策08、09)

事務局：(資料2「施策08」、「施策09」に基づき説明)

新倉委員：基本的にこの2つのシートは、生活・共助分科会の担当分野に重なることだと理解している。最初に1つ質問。提言シートの2-8、2-9、2-10がどこにも含まれないが、教育に回ったということによろしいか。

事務局：そうである。子育て、子育てについては、もとの教育分野の3編に移行している。

新倉委員：了解した。全体的に見て、丁寧に提言シートを拾っていただいたということで、ほとんど漏れもなく、非常に感謝している。ただし、先ほどの1編のところにもあったが、やはり、表現が非常に、抽象的になっているところがあるので、抽象的であるからこそ、何か「これが思っていることなんだ」みたいなところがあることもあり、悩ましいなど。例えば、先ほどの施策09「暮らしの相談・支援の充実」で、「誰にでも分かりやすい」となっているが、やはりこれを書いた人に言わせると、「高齢者、障害者、外国人市民等を含む誰にでも」と書いてくれという要望があったりというところが多々ある。ただ、それはやはり

この段階では難しいのかなと思う。

事務局 : 先ほど1編のところ、さまざまな市民とかさまざまな団体というものがどういうものかという、定義づけのようなこととお話をさせていただいたが、計画全体に関わる言葉として、「あらゆる」とか、「誰もが」とか、「さまざまな」というところについては、施策08「一人ひとりが尊重される地域社会の構築」の、この理念にあるように、年齢、性別、国籍、障害のあるなしに関わらずといった全ての市民というようなことを表記するにあたって、「誰もが」ということをあらかじめうたっている。そのため、情報提供についても、もともとは情報のやり取りに困難を抱えている方のための支援ということで、はっきりうたいたかったのであるが、そういう方でない方も、やはり等しく分かりやすいということが必要だということで、要素として「等しく」というのをうたっている。あとは、23ページの施策の展開のタイトルは「誰にでも」という表記になっているが、原案そのものには「高齢者や障害者などに配慮しながら」という前文を付けることで、うたっている。

野牧委員 : 施策08の2枚目、20ページ。下から2つ目のワークライフバランスについて触れている部分。我々の思いを、こういった形で取り上げていただいて感謝している。

事務局 : 個別具体的なものは、なかなか入れられないという話をしてきたのであるが、やはり市としても、10年前とは違っている重要なものは、新たな課題として入れさせていただいている。その中で男女共同参画は、かなり女性の参加は進んできているが、まだまだ、DVとかワークライフバランスというものは、これからの10年の新たな課題ということで捉えさせていただいて、このように書かせていただいたところである。

野牧委員 : そこで、多少のお願いなのであるが、ワークライフバランスは男女共同参画ということから始まった課題ではあるが、最近では違った意味合いも増えてきていると認識している。例えば、地域での活動の担い手というところの側面からいうと、会社では一生懸命活動しているんだけど、地域に戻ってくると無関心、市民として自覚していないとか、そういったこととのつながりもある。であるから、所属している地域で活躍していくことが大事だという、そういったニュアンスも踏まえて、今、ワークライフバランスは大事だと言われている。そのため、冒頭「男女がともに」ということが、全部、最後まで係っているかのように読めてしまうのが気になったので、何か工夫していただけるといいなと思う。

事務局 : 男女共同参画社会の1つの大きなテーマとして、ここでは捉えている。一方で、先ほどの2編から3編に移行した子育て支援のところでも、同じようにワークライフバランスというものは、取り上げさせていただいており、それは子育てと仕事とのバランスというようなものになるが、現時点ではワークライフバランスだけ、どこに入れようと思ったときに、あちこちに散らばっているのであるが、1つはここに位置づけさせていただいたということである。

加藤委員 : ワークライフバランスは、それぞれの部分に関わってくるのであるが、間口を広げて、今、八王子市の人口が何年後かには減っていくということで、税金も頭打ちになるとか、そういう先行きの見通しだと思う。そういう、ここで子育て支援でなくて、いわゆる保育所とか、子どもを育てる環境、インフラみたいなものも、ほかの章でうたっているか。

事務局 : 子育て支援のところ、やはり待機児解消などの保育サービスの量的な充足だけでなく、質の部分でもうたっている。

加藤委員 : 埼玉県のだこかの市長が、中学校までの学費をただにしてとか、要するに市民を呼び込むということを発言されていた。人口減をなくすような形で行政のやり方を変えれば、おのずと人口が増えて税金が増えるというようなこともできると思うので、保育とか、そういったことについても充実していけばと思った。

事務局 : まさに少子化や、人口減少を背景に捉えた子育て施策というのを重要視している施策につ

いては後ほど、子育て支援のところで説明する。

宮村委員：素朴な疑問というか質問。配偶者からの暴力というのは社会的にというか、市の責任、市がどうかしてくれる問題なのか。

事務局：以前は、家庭内での問題ということで片付けられてしまっていたかもしれないが、今は、それが男女共同参画の観点からいうと、やはり平等な社会というものの意識づけというものを市はやっていかななくてはいけない。実際にそういった、本当に逃げなくてはならない場面とか、暴力にあっているという場面がたくさん出てきている。以前からあったかもしれないが、そういったことが認知されてくるようになった。そういったところで、行政として、やはり一人の市民を救済するという責務はあると思う。家庭内でとどまらない問題になっていると思う。

宮村委員：女の子には優しくしましょうというのを、小学生のうちから教えるとか、そういうようなことと理解していいのか。

事務局：男女ということだけでなく、一人の人間を尊重するというのがこの施策 08 である。性別とか国籍とか年齢とか障害のあるなしに関わらず、誰もが同じ社会の一員として生きているという社会を、皆さんで築きましょうということであるので、子どものころからの教育が大事なことと思う。

新倉委員：教育以外にも家庭の中に問題があったら、逃げ場がないのではないかと。家が 10 人家族だったら、お父さんがいじめたからお母さんのところに行く。2 人家族とか、3 人家族で家庭内で何かあったら、もう逃げるところがないので、それはやはり地域なり、市なりが助けてあげないと困ってしまうのではないかと。

岡崎委員：暴力ということについては、こちらに児童虐待のことも該当箇所として挙げているが、児童虐待については教育とかほかのところに掲載されているのか。

事務局：子育てのところで、特に重要な問題として取り上げさせていただいている。

岡崎委員：同じ暴力ということでは、例えば暴力団排除についても別にあるのか。

事務局：暴力団は防犯体制の充実というところで、取り上げさせていただいている。災害リスクが非常に高まっているため、災害の問題、防犯の問題、安全安心に暮らせるということでひとつ大きく立てて、4 編でつながりを出している。

委員長：では、この内容で進めさせていただくとご了解いただいたということで、閉じさせていただく。1 点だけ。施策 08 の 20 ページ、(2) 「地域福祉権利擁護事業」とあるが、平成 19 年度からは、「日常生活自立支援事業」と名前が変わっているので、訂正を。

事務局：確認する。

(3) 基本施策 5 (施策 10~13)

事務局：(資料 2 「施策 10」～「施策 13」に基づき説明)

新倉委員：27 ページ、めざす姿の本文で、「地域の幅広い世代のさまざまな人々が交流し」のあとに、「活発なボランティア活動等により」という具体的な表現を入れられないか、という意見があったことをお伝えする。

事務局：「地域活動」という表現では、少しニュアンスが違ってきってしまうか。

新倉委員：少し違うのではないかと。

事務局：ご意見として伺っておく。

新倉委員：それから、31 ページの「障害者への支援」のところであるが、具体的に書くのは少し難しいかなと思うが、「自立支援の充実」のところで、素案には「周辺住民の反対」などという文言が入っている。やはり、地域の理解を得るところを、何らかの形で、単なる支援だけではなくて、地域での啓蒙活動というか、何かそういう記載はどこかに入ら

ないのか。

事務局：同じ31ページの(1)「自立支援の充実」の において、八王子市は、ここで差別禁止条例を4月に施行して、「障害への理解を深めていくための取組みを進めます」としている。ここに、もう少し地域に対してとか、地域住民に対してというところがニュアンスとして含まれるとよいということか。

新倉委員：入ればベターである。

野牧委員：施策11「障害者への支援」の施策の展開の(1)の「家族と一緒に暮らせない障害者への対応強化」に対して、原案は「障害者地域自立支援協議会などを通じて、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野が連携し」という膨らみをもった表現で書かれている。素案では、行政各機能の連携をというところまでは書かれてはいなかったかと思うが、別の教育の分野では、発達障害の子どもたちへの支援ということで、教育と福祉の一体化みたいなことで強くお願いしたことが、もしかしたら、ここまで波及してくんでくださったのかなと考えている。この連携が加わって、原案に書かれていることがいいなと感じる。

事務局：教育分科会からご提案いただいた、発達障害のあるお子様の就学までの一連の支援みたいなものについては、別のところで、あらためて母子保健の充実というところや、子育てのところでもきちんと表記させていただいているので、詳細はまた、そこで説明する。

副委員長：施策10の地域福祉の推進で、29ページ「地域で支えあうしくみの充実」の で、「地域において人とひとが支え合う地域福祉のしくみを構築します」とあるが、地域をどのように区分と捉えているのか。これは一般的な、まさに地域で暮らすよという文脈の中でずっと書いているのだと思う。「地域社会」という言葉をそのように使っているのだと思うが、いわゆる地域区分みたいなものを、前は設定している。それについては、この地域福祉のところという、圏域みたいな、例えばコミュニティとかだったら、住民協議会のコミュニティエリアみたいなものがあるが、その点はどうか。

事務局：ここでの地域福祉については、6地域の地域区分にこだわらず、逆に、もう少し小さい単位というようなイメージをもっている。自分が住んでいる住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、という定義があるので、やはり、住んでいる所の周りの人たちとの助け合いとか支え合い、災害時のことを少しイメージしていただくと、施策は災害のところで取り扱っているが、なかなか公助には限界もある中で、日ごろから地域コミュニティというものを深めていく中で、何かあったときに支え合い、助け合うというようなところでの意味合いをもっている。地域のエリアとか大きさの限定は、特にここではしていない。

副委員長：では、今の点と関わっているが、33ページに高齢者があるが、例えばめざす姿で、「高齢者とその家族が保健、医療、福祉などの関係機関の連携のもと、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる地域づくり」ということで、包括的なケア体制のサービスということを書いているが、この場合も、今のような地域的な区分は、むしろ身近な地域の場を考えているのか。この場合は、少し違うのか。

事務局：高齢者の場合の地域というのは、介護の状況によって、特にご自宅でなくて、お子様の家という場合もあるかと思う。とにかく、これから高齢者が、人口の半分以上を占める時代がやってくるという中では、施設や病院には限界があり、いかに在宅での生活というものを支援していくかというなかでは、それが住み慣れた地域でというのは、自宅に限らず、娘さんのおうちかもしれないし、そういったところに医療と介護が連携をして支援を行うことで、高齢者の方々もご家族と一緒に暮らしていけるというような意味をイメージしている。

事務局：生活維持をするための地域区分の考え方というのは、現状、全てがしっかり整合していない。そのため、おっしゃられるように、例えば地域包括支援センターを拠点とすると、今、

15であるが、民生児童委員がやっとここで区域が一緒になった。それとまた、6地域の区分設定、町会自治会のあり方、それから、先ほどお話しした例えば市民センターであるとか、そういう横つながりの拠点となる部分の地域設定をどういうふうに整合させていくのかというのは、これからしくみの中で考えていくようなことになるかと思う。

委員長：今の副委員長のご質問の地域の範囲が、同じ「地域」という言葉を使っているけれども、場所が少し異なっていないかと。その意味では、「住み慣れた」というのをつけているというか、単に「地域」というのと、「住み慣れた地域」という表現があるが、それはそういう配慮で分けてあると解釈していいのか。

事務局：そこで明確に分けてあるかということ、そういうことではない。

委員長：「住み慣れた」となると、結構、限定されている。

事務局：そうである。どちらかということ、障害者とか高齢者の方は、介護の状況や治療の状況で、自分の意志とは違う形で住まいを変えなくてはいけない状況になることが、多分に多いかと思う。それが、同じ所で生活を変えずに暮らし続けられるという意味合いで、「住み慣れた」というような表現を使っている。

加藤委員：非常に難しい問題を良くまとめてあり、実現できれば非常にいい社会だなあとと思うが、先ほどの協働のところであったように、町会の加入率が下がっている現状をみて、これを増やしていかないと、ここに書いた理想的な社会にはできないと思うので、町会加入率向上とかの具体的な目標設定が必要だと思う。市民が市民として社会参加してもらわないと駄目だと示した方がよい。我々が享受している平和にこういう豊かな、安心して住める社会に住んでいるというのは、基本的なインフラが整っていることが基本である。それは、会社務めをしていて社会人としての意識がないとか、いうお話もあったが、それでも、ある意味では税金を払ってそういうインフラに寄与しているということになる。

実際、私も会社員で働いていたときは、通勤に1時間、2時間かけて、残業で9時、10時まで会社において帰ってきて、ワークライフバランスとか意識できる状態ではなかった。そうあったらいいなと思うが、現役世代ではまだまだ難しいと思う。現実、あまり理想とかけ離れていて、ギャップがかなり大きいのではないのかなと。ギャップを埋めるためにどうするかというような手法が求められると思う。

すごく理論的にいいことを言っているが、ただ、あまり高すぎて、10段も20段も高い階段は上れないと。だから、1段1段上れるような、やはりそれは施策だったりとかいうような形でなっていないと、実現はできないのではないのかなと感じる。また、見た人も理想が遠すぎて、何を言っているのだと、あきらめてしまう人もいるのではないのかなと。非常によくまとまっているのであるが、現実とのギャップが大きくなってしまっているのではないのかなと感じる。

小野田委員：計画全体についての質問。高齢者のイメージ、高齢者像ということで。この施策12の「高齢者への支援」というのは、もちろん大切で、今、20.8%、大体人口数にして11万数千人くらいか。恐らく、その65歳以上の方々のいろいろな医療、福祉の支援が必要な方は雑ばくに見て10%くらい。そうすると、残りの9割あたりの方々に考えた場合に、必ずしも過去の高齢者に対する認識のいろいろな医療や介護を必要とする、言葉は悪いが、社会の負荷というものだけではなくて、積極的に活躍してもらおうとか、そういう話があるのではないかと。そうすると、今、2番目の高齢者が社会を担って地域づくり、コミュニティという話は、こちらの1編で、いろいろな共助とかいう話で出て来てないことはない。

さらにそれを進んで、3番目の問題として、先ほど半数以上になるかもしれないとおっしゃった数の方たちを、例えば有力な消費者として捉えて、八王子の商業売り上げが低迷していれば、その活性化などに寄与してもらおう。つまり、そういう人たちにとっても魅力あ

るやり方を事業者たちにも工夫してもらおう。そういう意味での新しい教育というのか、そういう考え方というのもないわけではないと思う。そういう意味で、その辺りの高齢者像の捉え方が、この計画全体でどのように振っていかれるのかなというあたりが少し気になる。

事務局 : 10年前の「八王子ゆめおりプラン」と、ここでの計画の大きな違いというのは、やはり高齢者のところが大きく違う。以前では、やはり「高齢者支援」というページがあり、元気な高齢者も先ほどの支援を必要とする高齢者も全て1枚の施策の中にあり、その中に生涯現役で働く施策もあれば、そういうサービスの受け手となる高齢者もいてという、全部が1枚のシートに書かれていたのだが、今回は、これから高齢者が増えていくなかで、高齢者に特化したものというものは、支援を必要とする高齢者だけを今の施策12にまとめ、それ以外のほとんどの方が元気と言うか、地域福祉の担い手となり得る高齢者の方については、今回は施策10の地域福祉の推進にうたわせていただいている。先ほど、少しその説明が抜けてしまったかと思うが、例えば今、高齢者のサロン活動などをやっていただいている。そういった活動については、こちらの施策10で取り扱うというような形になっている。また、高齢者の就業になどについては、女性や高齢者についての就労支援も行うという形で5編の産業の施策で取り扱っている。高齢者施策というのは、1カ所で高齢者だけと言っている時代ではないというような形で捉えている。

施策10の地域福祉の推進の現状のところを、少し見ていただきたい。下から2行目、「本市では、自分が健康であると思っている高齢者が78%もあり、高齢者は主観的な健康感が高く、普段から、人とのかかわり合いがある人ほど生きがいを感じている傾向が見られます」とある。「高齢者がさまざまな分野に生きがいをもって社会参加し活躍できる環境づくりが求められます」というところで、こちらの地域福祉の推進の重要な担い手として、今回の計画では取り上げさせていただいている。高齢者の生きがいとか、社会参加については施策10。そうではなく、どうしても加齢に伴って支援が必要となってしまう方に対しての、住み慣れた地域で暮らし続けていくための支援、これを施策12の「高齢者への支援」ということで、今回は分けさせていただいた。

事務局 : 計画の背景から言えば、従前の計画は、ともすれば高齢者のためにという視点だったが、今回は高齢者とともにと、今、小野田委員がおっしゃられた、元気高齢者の数を増やしたいわけであるから、そういった背景で少し組み替えをさせていただいている。

委員長 : 施策10~13について、内容的にこれで進めさせていただいてよろしいか。

委員一同 : 異議なし。

委員長 : それでは、若干の文言の訂正等々、表現のところなどについては、いろいろご意見をいただいたものを参考にして、整理させていただきたいと思う。

2編の基本施策6番、施策ナンバーで言うと14番以降は、次回の会議に繰り延べさせていただく。2編についての「市民に期待すること」も、先ほど申し上げたように、もう1回事務局と詰めて、どういう形でお願いするかというのを決めさせていただいたうえで、ご意見いただきたいと思う。本日は、検討はここまでということにさせていただく。

(4) 基本施策6 (施策14~16)

(次回へ繰り延べ)

(5) 2編「市民に期待すること」

(保留)

5. その他

事務局 : (資料3に基づき前回会議録の説明・確定)

野牧委員 : 聞き忘れたことが1つ。12月の定例議会にかける時、どういう書類になるかというのは、前回配られた資料6、こういうベースで載るのか。もう少しそしゃくしたものになるのか。

事務局 : 議会は、基本構想の言葉を、文章で示す。基本構想の部分の、今の「ゆめおりプラン」で言うと、9ページから17ページまでのこの言葉そのものが議案として出される。

委員長 : よろしいでしょうか。次回のご案内を。

事務局 : 次回、第3回は7月7日土曜日、13時から16時。同じく市役所の、501会議室となる。

(終了)

以上